

みよし市総合計画審議会

第4回 みよし市総合計画審議会

次 第

日 時：令和5(2023)年8月24日(木)
午後3時から
場 所：市役所3階 研修室3・4・5

- 1 あいさつ
- 2 議題
第2次みよし市総合計画後期基本計画素案について
 - (1) 基本目標4 魅力と活力があふれるまち
 - (2) 基本目標5 自然環境を守り未来へつなぐまち
 - (3) 基本目標6 快適で暮らしやすいまち
 - (4) まちづくりの進め方

資 料

目次

I 第2次みよし市総合計画後期基本計画素案について	資料1
1 基本目標4 魅力と活力があふれるまち	
(1) 工業のさらなる成長を支えよう 工業	P 1
(2) まちのにぎわいや魅力を生み出そう 商業、観光・魅力発信、地域活力	P 2
(3) 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう 農業、地産地消	P 5
2 基本目標5 自然環境を守り未来へつなぐまち	
(1) 緑を守り育て、まちを美しくしよう 緑のまちづくり、環境美化	P 7
(2) 環境にやさしいまちにしよう 地球環境の保全、循環型社会	P 9
3 基本目標6 快適で暮らしやすいまち	
(1) 生活の基盤が整ったまちをつくろう 土地利用、河川、下水道	P 11
(2) 便利で快適な住環境をつくろう 公共交通、道路、市街地整備、景観	P 14
(3) 多様な世代の定住・移住を促進しよう 住まい、雇用対策	P 18
4 まちづくりの進め方	
(1) 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり 市民の参画と協働によるまちづくり	P 20
(2) 透明性の高い開かれた市政 行政情報の公開、広報・広聴	P 21
(3) 効果的・効率的で安定した行財政運営 行政組織、行政改革・行政評価、広域連携の推進、財政	P 23
II 第2次みよし市総合計画後期基本計画素案 主な変更点一覧表	資料2

第 2 次みよし市総合計画 基本計画（案）

取組方針 1 工業のさらなる成長を支えよう

取組分野① 工業

現状と課題

本市の工業は、輸送機器産業をはじめとする大規模工場の進出に伴い順調な発展を遂げてきました。産業構造は製造業の占める割合が高く、高い生産性を有していますが、社会経済状況や為替変動などに影響されやすいという一面も持っています。

企業誘致の現状として、令和4(2022)年度に福田池下地区工業団地造成事業により福田池下地区工業団地造成工事が完了し、製造系の企業 2 社を誘致することができました。また、その内の 1 社については令和4(2022)年10月から一部稼働を開始しています。

今後も安定した財源を確保し、健全で安定した財政運営を推進するためには、既存産業の活力の向上を図るとともに、名古屋市と豊田市の中間に位置する地理的優位性、東名三好インターチェンジや一般国道 153 号に見られる物流の利便性を生かした、新たな業種を含めた企業立地の推進による地域経済の発展や雇用の創出が必要です。

また、中小企業と小規模企業は地域経済に密着し、地域内の経済循環の主要な担い手としての役割を果たすとともに、地域社会における雇用機会の創出の面でも重要な役割を果たすことから、中小企業と小規模企業の振興を支援することが求められています。

取組分野のねらい

既存企業への支援により市外への流出抑制を図り、また、新規企業誘致の推進により雇用創出効果をもたらす、市内経済の活性化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
工業系用途地域の面積	市街化区域内の工業系用途地域の面積	403.0ha	416ha	420ha

主な取組

1 企業誘致の推進

地域環境に配慮し、付加価値の高い新たな産業や先端産業の企業の誘致に努めます。

2 中小企業・小規模企業を支援する環境づくり

商工会や産業経済団体、金融機関などと連携・協力し、中小企業と小規模企業に対する支援体制を整備し、DX※をはじめとする地域の工業の活性化に寄与する環境づくりを進めます。

3 資金調達の円滑化

小規模企業の事業経営に必要な設備投資や運転資金などについて、金融機関などと連携・協力し支援します。

市民の役割

事業者は自主的な努力により事業活動を活発化させ、地域社会の発展や市民生活の向上に果たす自らの役割の重要性を理解します。

また、経営基盤の強化を図るとともに、環境の保全、雇用の確保に努めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※ DX…「Digital Transformation」の略語で、最新のデジタル技術やデータを活用して、生活やビジネスをより豊かに変革させること。

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

取組分野① 商業

現状と課題

本市の商業の核として平成 12(2000)年 10 月にアイ・モール・イオン三好店（現イオン三好ショッピングセンター）が開店しました。その他にも、東名三好インターチェンジ周辺における大型店の出店などにより、商品販売額や従業員数が大幅に増加しました。

しかし、近年では本市周辺に大型商業施設が開店したことから、本市の商業施設の集客減少が懸念されており、商業拠点とその周辺でのさらなる魅力空間の創出が求められています。

また、交通結節点である駅周辺地区は、人々の交流や暮らしの上で必要となる生活利便施設の立地誘導を図り、活力ある駅前拠点の形成を図る必要があります。

市内では、飲食チェーン店やコンビニエンスストアなどの進出が見られる一方、小規模で市民に身近な既存商店などは、経営者の高齢化や後継者不足などにより減少傾向にあり、後継者の育成と魅力ある商店づくりへの支援が求められています。

今後、本市全体の商業の活性化を図るには、商業者が協力してにぎわいや活力のある商業環境をつくり出すことが必要です。

取組分野のねらい

既存商業店舗の経営の安定を図るとともに、新規創業者の支援を行うことなどにより商業の活性化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
商業に関する取り組みの市民満足度割合	「商業」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	36.1%	40.5%	42%

主な取組

1 中小企業・小規模企業を支援する環境づくり

商工会や産業経済団体、金融機関などと連携・協力し、中小企業と小規模企業に対する支援体制を整備し、DX※をはじめとする地域の商業の活性化に寄与する環境づくりを進めます。

2 資金調達の円滑化

小規模企業の事業経営に必要な設備投資や運転資金などについて、金融機関などと連携・協力し支援します。

3 創業の促進

創業しやすい環境を整え、商工会や金融機関などと連携・協力し、創業者を支援します。

市民の役割

事業者は地域社会の発展や市民生活の向上に果たす役割の重要性を理解し、店舗や事業の魅力づくりと拡大に努め、市民は地元店舗や事業所を積極的に利用するように努めます。

用語解説 : ※ DX…「Digital Transformation」の略語で、最新のデジタル技術やデータを活用して、生活やビジネスをより豊かに変革させること。

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

取組分野② 観光・魅力発信

現状と課題

本市の三大夏まつりである「三好池まつり」、「三好いいじゃんまつり」、「三好大提灯まつり」は夏の風物詩として定着してきました。「三好池まつり」では401個の提灯がともされた7艘の舟や、湖面に放たれる半円の花火が幻想的な世界にいきなり、「三好いいじゃんまつり」では子どもから高齢者まで、さまざまな年代の方が一緒に踊り、交流を深めています。「三好大提灯まつり」では平成29(2017)年8月に大提灯3基のうちの1基が「世界最大の吊り下げ提灯」として認定されました。

平成29(2017)年には名古屋グランパスと相互支援協定を締結し、名古屋グランパスのホームタウンとして、市内街路灯にバナーを設置するなど、名古屋グランパスと協働して市を盛り上げています。

また、市の魅力を紹介するPR動画、ガイドブックや産直マップを作成するなど、シティプロモーション事業にも力を入れて取り組んでいます。

本市は適度な気候と肥沃な土地に恵まれ、柿・梨・ぶどうが特産品として有名で、多くの人が実りの季節を心待ちにしています。

他にも、市内には日本三大窯の一つである猿投窯の窯跡や市指定文化財に指定した明治時代末期の建築物である石川家住宅、徳川四天王の一人である酒井忠次が城主を務めたと伝えられる福谷城跡などの歴史的資源があります。街角を彩る彫刻作品も数多く設置されており、さまざまな分野で本市の魅力を発信できる観光資源が存在しています。

このような本市のブランド力を強化し、魅力を市内だけではなく、市外にも発信することにより本市のまちの魅力を高める必要があります。

取組分野のねらい

観光資源を活用し、本市の魅力を向上させるとともに、観光情報を発信することにより、観光客数の増加を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
観光客数	観光施設や観光的イベント 来訪者の人数の合計	171,588人	166,592人	172,500人

主な取組

1 魅力あるまつりの開催

毎年開催される三大夏まつりの魅力を市内外に向けて発信するとともに、幅広い市民の参加を促進するため、まつりの開催への支援を行います。

2 観光情報の発信力強化

市外からの積極的な観光客の誘客を促進するため、観光資源のプロモーション映像の活用などにより、観光情報発信力の強化に努めます。

市民の役割

本市の魅力を再認識し、市内外に情報発信するとともに、自らもみよしに愛着を持ち、まつりやイベントに参加し交流を深めます。

取組方針 2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう

取組分野③ 地域活力

現状と課題

本市には 25 の行政区があり、住民にとって一番近い自治組織として、それぞれ区長を中心に住民の生活などにおける地域課題に対応する活動を展開しています。

市は、区長会の開催および区長協議会の運営支援を行い、市と行政区との間の情報共有はもとより、行政区同士での意見交換などの場として活用していただくことで、市と行政区が協働のもとに、住みよいまちづくりを進めていくための環境整備を行っています。

一方で、行政区によっては、高齢化の進行や定年延長に伴い、役員の後継者不足や特定の年齢層を主体とする団体活動を維持していくことが困難になりつつあるなど、さまざまな課題を抱えています。こうした課題を解決するための支援策として「がんばる地域応援補助金」や一括交付金の交付、行政区や小学校区単位で構成された 8 つの地区コミュニティ推進協議会や市民活動団体が主体的および自発的なまちづくりに取り組めるよう新規の公益活動の支援を行っています。

しかし、行政区の運営に対するさらなる支援や、地区コミュニティ推進協議会を構成する行政区間のつながりや連帯感をより高めていく必要があるとの意見もあり、今後は、行政区を単位とした活動を基本としながらも、地区コミュニティ推進協議会が行政区の枠を超えたスケールメリットを生かした活動をより積極的に行えるような環境を整えていく必要があります。

取組分野のねらい

行政区や地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に基づいて自主的かつ主体的に活動することができ、また、市民活動団体や NPO※などが公益活動を展開しやすい社会の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
地区コミュニティ活動への参加者数	各地区コミュニティ活動に参加した人数の合計	7,186 人	8,101 人	9,000 人

主な取組

1 行政区と地区コミュニティ推進協議会への支援

行政区と地区コミュニティ推進協議会の実情や特性に柔軟に対応できる一括交付金制度の活用により、行政区などの自主性、主体性を一層高めるとともに、行政区と地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に応じて、より積極的な活動ができるように、区長会などを通じ必要な情報提供や相談の実施などの支援を行います。

2 市民団体などによる自主的な地域課題解決への支援

地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体が連携、協力し、主体的、自発的なまちづくりに取り組む公益活動を支援することを目的とした「がんばる地域応援補助金」制度の利活用を促進します。

3 地区拠点施設の有効活用

市民の自主的な活動による地域活性化を推進するため、行政区の枠を超えた地域住民の交流や公益的な市民活動の拠点となる地区拠点施設（おかよし交流センター、みなよし地区拠点施設）の有効活用を促進します。

市民の役割

まちづくりの主役であることを自覚し、地域政策の立案などに積極的に参画し、自らの発言や行動に責任を持ちます。

関連計画等：みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成 28(2016)年度から令和 17(2035)年度まで）

用語解説：※ NPO…「Non Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

取組方針 3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう

取組分野① 農業

現状と課題

本市は、都市化の進展とともに専業農家の数は年々減少し、農業以外の収入が多い兼業農家が増加しました。そのため、小規模経営の農家を中心に農業従事者の高齢化や農業後継者不足、担い手不足といった問題が深刻化しています。担い手の確保や新規就農者の育成・支援が求められる中、本市では農地の保全と効率的で安定的な農業を育むため、担い手農家への農地の集積・集約化の促進などにより耕作放棄地の予防に取り組んでいます。

特に、近年の畑地帯では、小規模経営、担い手不足と高齢化、農産物の輸入自由化の影響などにより畑作経営環境は悪化しています。耕作放棄地が増加する傾向にあり、畑作の振興を図る上で大きな支障となっており、農地の集積・集約化による経営規模拡大、農産物のブランド化、農業の6次産業化^{※1}の促進や鳥獣類による農作物被害防止が重要な課題となっています。

農業の安定的発展を図るためには、経営規模の拡大や生産性の向上などとともに、担い手への農地の集約化に向けて、借地などにより農地利用の流動化を促進させることや、農業の省力化に向けて、ドローンによる農薬散布など農業のICT^{※2}化を推進することが必要です。

また、農地は食料を生産するという基本的な機能のほか、自然環境の保全や洪水などを防ぐ防災機能、美しい風景の形成など、多面的な機能があります。農地は農家のみならず全市民の財産と受け止め、市内で生産される安全で安心な農産物の消費につなげるとともに、広く市民が農業に親しみ、農業に対する理解を促進するため、余暇を利用した農業体験や就農の機会の提供など、市民全体での取り組みが必要です。

取組分野のねらい

農業の継承・発展、遊休農地の解消、担い手の育成・確保、担い手への農地の集積・集約化、新規就農者への支援などにより、農地の保全と安定的な農業経営を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
担い手農家の経営耕地面積	認定農業者 ^{※3} の経営面積	257ha	274ha	300ha

主な取組

1 農業支援の推進

農業経営の安定や農家所得の向上、地域農業の活性化を図るため、担い手農家の育成や農業用機械の購入、スマート農業^{※4}導入費用などの支援をします。

「さんさんの郷」で、余暇を利用した貸し農園での農業体験や「援農ネットみよし」事業での新規に農業をしてみたいという市民などへの農業研修など各種農業支援事業の充実・強化に努めます。

2 農業経営基盤の強化

農業経営規模拡大による農業経営基盤の強化に努め、地域農業の担い手に対する農地の集積・集約化を行います。

3 農業用水供給などの支援

農業生産基盤施設の機能保全や営農環境の保全を図るため、農業用水施設の維持管理と計画的な農業用水供給の支援をします。

4 未来型産業などの支援

本市の発展や地域の活性化につながるように、6次産業化などの農業を生かした新しい経営形態に対応した支援を行います。

市民の役割

農地は農産物を生産する場だけでなく、多面的な機能を有するものであることを認識し、市民も農地の保全に対する協力や環境負荷が少ない安全な地元の農産物を消費するように心掛けます。

関連計画等：みよし市ため池保全計画（平成21(2009)年3月から）
 田園環境整備マスタープラン（平成19(2007)年10月から）
 みよし市農業振興地域整備計画（令和元(2019)年度から）
 人・農地プラン（平成24(2012)年度から）
 地域計画（人・農地プラン）（令和7(2025)年度策定予定）

用語解説： ※1 6次産業化…農林水産業者が生産（1次）、加工（2次）、販売（3次）まで一体的に取り組んだり、2次、3次業者と連携して新商品やサービスを生みだしたりすること。
 ※2 ICT…「Information and Communication Technology」の略語で、情報通信技術を意味する。情報処理・情報通信分野の関連技術の総称のこと。
 ※3 認定農業者…農業経営基盤強化促進法の規定により、県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を市町村に提出し、認定を受けた農業者（法人を含む。）のこと。
 ※4 スマート農業…ロボット、AI(Artificial Intelligence (人工知能))、IoT (Internet of Things (モノのインターネット)) など先端技術を活用する農業のこと。

取組方針 3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう

取組分野② 地産地消^{※1}

現状と課題

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向が高まる中、消費者と生産者の「顔が見え、話ができる」関係で、地元の食品を購入できる「地産地消」への期待が高まっています。

地産地消には、消費者と生産者の結びつきを強くするほか、身近な食べ物を消費することは、輸送にかかるエネルギーの節約など環境にも優しい取り組みであるとともに、地元の農産物を地元で販売・消費することは地域の活性化にもつながるといった効果が期待されます。

本市では、学校給食でのみよし産農畜産物の利用や、軽トラックを利用した産直野菜などの販売イベント「ぶらり・軽トラ☆マルシェ」や「産業フェスタみよし」の開催など地産地消を推進する取り組みを実施しています。また、環境保全型農業^{※2}の普及を目指し、減農薬・減化学肥料による稲作の試験栽培に取り組んでいます。

食えることは生きることであり、「食」は私たちの暮らしの中心であり、なくてはならないものです。さまざまな経験を通して食に関する知識と、食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できるように、市民一人一人が食育に関心を持つことが重要です。

本市では、食を通じた人づくり・健康づくり・環境づくりを推進するため、食育に関する講座（教室）や体験学習、PR活動などを推進することで、食育という言葉の認知度の向上と食育の大切さを広め、食育を実践する市民を増やす取り組みを進めています。

自ら「食」を見つめ直し、地域の行事や継承されてきた食文化を理解し、さらには、食を通して健康で心豊かに生きられる人を育て、安全で無駄のない食の環境づくりが重要です。市内で生産される安全で安心な農畜産物などを消費者に直接販売する「産地直売」の促進やイベントなどを通じた地産地消の推進と食育の推進について市民全体での取り組みが必要です。

取組分野のねらい

市民一人一人が食の大切さを見直し、食育に関心を持ち、地産地消によりみよし産の農畜産物などを購入したり、食べたりできる環境づくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
食育の普及に関する事業・活動数	食育に関する講座（教室）や体験学習、PR活動などの事業・活動数	102 事業	92 事業	120 事業

主な取組

1 地産地消の推進

地域で生産された農畜産物の地域内での消費を拡大するため、地元産の新鮮な農畜産物を消費者に直接販売する「産地直売」を推進します。

また、「ぶらり・軽トラ☆マルシェ」や「産業フェスタみよし」などのイベントを通して、地産地消の促進に努めます。

2 食育の推進

食を通して健康な体をつくり、豊かな心を育み、環境に優しい暮らしを築くため、家庭・学校・地域などで食育を推進します。

市民の役割

一人一人が食育に関心を持ち、みよし産の農畜産物を積極的に購入し、地産地消に努めます。

関連計画等：第4次みよし市食育推進計画（令和6(2024)年度から令和10(2028)年度まで）

用語解説：※1 地産地消…地域生産・地域消費の略語のこと。

※2 環境保全型農業…化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

取組方針 1 緑を守り育て、まちを美しくしよう

取組分野① 緑のまちづくり

現状と課題

本市では、土地区画整理事業など都市基盤の整備によるまちの発展とともに、市民のレクリエーションや憩いの場となる公園・緑地の整備を積極的に進めてきました。しかし、都市化の進展とともに開発事業による山林の伐採や農地の転用が進み、緑豊かな里山^{※1}や農地が減少しているため、緑地景観の保全が求められています。

令和4(2022)年度に実施した市民アンケートでは、本市の住みやすい理由として「自然環境が良い」、「住環境が良い」という回答が上位を占めており、今後も、この緑豊かなまちを後世へ継承するために、残された緑地を保全し、緑豊かな空間づくりを進めるとともに、一層の緑化（花）の推進を図ることが重要です。

今後は、新たな公園緑地を創出するとともに、緑化施設^{※2}の老朽化への対応、公共施設や民有地緑化の推進と、里山や整備済みの緑の継続的な維持管理が必要です。また、緑化による環境美化の推進や景観形成の一層の展開と、市民参加による公園づくりや維持管理活動が継続できるようにさらなる支援が必要です。

取組分野のねらい

「みどりと景観計画」に基づき事業を進め、市民が日常生活の中で緑を目にし、緑に囲まれた健康で快適な暮らしを維持できるような、緑豊かなうらおいのある美しいまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市民一人あたりの都市公園面積	市民一人あたりの公園の供用面積	14.59 m ²	16.43 m ²	16.43 m ²

主な取組

1 緑化景観の創出

緑豊かなまちなみ景観を創出するため、公共施設や民間施設の緑化を推進します。また、緑の募金などを原資として緑と花の推進委員会による緑花の推進、花苗を地域に配布することで公共空間での緑花を推進し、近年の住宅事情に即した記念樹の配布や緑化推進事業の活用により民有地の緑化を推進します。

2 緑地の保全

市内に残る鎮守の森や里山などを「緑化指定地区^{※3}」などに指定することで、緑の資源の保全を図ります。

3 公園・緑地の維持管理

公園・緑地の魅力や安全性を向上するため、地域の特性に応じた維持管理を行います。

4 公園・緑地の整備促進

緑豊かなうらおいのあるまちづくりを進めるため、「みどりと景観計画」に基づき、計画的に公園・緑地を整備します。

市民の役割

公園や自宅などの身近な花や樹木を大切にし、緑のまちづくりに自発的に参加し、その保全と活用に努めます。

関連計画等：みどりと景観計画（令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで）
第2次みよし市環境基本計画（令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで）
みよし市地域森林計画（令和3(2021)年度から令和12(2030)年度まで）

用語解説：※1 里山…集落の近くにあつて、人々の生活と関わりの深い森林のこと。
 ※2 緑化施設…樹木や芝、花壇、自然的な水流や池、これらと一体となった園路などの施設のこと。
 ※3 緑化指定地区…自然環境を保護するため、民有地の緑地を市が指定した地区のこと。

取組方針 1 緑を守り育て、まちを美しくしよう

取組分野② 環境美化

現状と課題

市民 1 日 1 人当たりのごみの排出量は、年度により多少の増減が見られるもののゆるやかな減少傾向にあります。生活様式の変化によりごみの質が多様化しており、さらなるごみの減量化のために分別の徹底が求められています。こうした状況に対応するため、一般家庭から出されるごみの収集は週 2 回の燃やすごみ、月 2 回の金属ごみ、月 1 回の陶磁器・ガラスごみ、月 1 回の資源回収を計画的に行ってきました。令和 2(2020)年度からは週 1 回のプラスチック製容器包装の回収を開始し、令和 5(2023)年度からは週 1 回のプラスチック製容器包装とプラスチック製品廃棄物の一括回収を開始することで、ごみの減量化のための分別回収を推進しています。

収集されたごみの処理は、主に尾三衛生組合が運営する「東郷美化センター」と豊田市が運営する「グリーン・クリーンふじの丘」で処理しています。

本市の環境美化の取り組みとして、環境美化推進協議会と 25 の行政区から選出された環境美化指導員が連携して、地域で自主的に環境美化活動やパトロールなどの事業が展開されています。

こうした取り組みを進め、さらなる家庭ごみの減量と資源化に取り組むことが必要です。

取組分野のねらい

ごみを正しく分別することで、ごみの減量と資源の有効活用を推進するとともに、地域・学校などでの環境美化に対する意識の向上を図り、美しいまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
1日1人当たりのごみ排出量(家庭系)	市民1日1人当たりの家庭系ごみの排出量(一般廃棄物実態調査)	526g	512g	480g 以下

主な取組

1 家庭ごみの分別の推進

ごみ処理に対する市民の理解を深め、ごみの適正処理や減量化のための分別収集、リサイクル運動を推進します。

2 環境美化の推進

ポイ捨て禁止啓発看板を市内各所に設置し、PR に努めます。
環境美化活動を行う団体などに対し、資材の提供などの支援をします。

3 不法投棄防止対策の推進

不法にごみを捨てにくい環境をつくることにより、不法投棄の防止に努め、公衆衛生の向上や生活環境の保全を図ります。

4 犬・猫死体処理

道路上などで死亡した飼い主が不明な動物の死体や飛散物などを収集し、火葬、埋葬します。

5 地域生活排水路対策の推進

地域住民が日常的に利用している生活排水路の清掃や除草をするなど、排水を円滑にするための自主的な活動に対する支援を行います。

6 不燃物埋立処分場の管理運営

尾三衛生組合で処理困難な廃棄物のうち、一般家庭から発生するコンクリートがらの埋立処分を行います。

市民の役割

暮らしの中で生じるごみの発生抑制のため、ごみの正しい分別やリサイクル活動に努めます。
地域の環境美化活動への積極的な参加に努めます。

関連計画等：第 2 次みよし市環境基本計画(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)
生活排水対策推進計画(平成 28(2016)年度から令和 12(2030)年度まで)
みよし市ごみ処理基本計画中間見直し(令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度まで)

取組方針 2 環境にやさしいまちにしよう

取組分野① 地球環境の保全

現状と課題

今までの社会は、物質的な豊かさや利便性の追求が中心で、大量生産や大量消費、廃棄型社会が形成されてきました。この間、地球温暖化の進行や、それがもたらす豪雨などの異常気象の頻発化、生物多様性の損失など、環境を取り巻く状況は大きく変化してきました。

世界的には、平成 27(2015)年 9 月に国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、世界が取り組むべき持続可能な開発目標「SDGs(Sustainable Development Goals)」が掲げられ、世界規模で地球温暖化対策に取り組むことが確認されました。

一方、国内に目を向けると、令和 2(2020)年 10 月の衆議院本会議において、国内の二酸化炭素など温室効果ガス^{※1}の排出量を 2050 年までに実質ゼロにすることが宣言され、令和 3(2021)年 10 月には 2030 年度に温室効果ガス 46%削減(2013 年度比)を目指す地球温暖化対策計画が閣議決定されました。

本市は、令和元(2019)年 12 月に「2050 年ゼロカーボンシティ^{※2}宣言」を表明し、目標達成に向け、国際社会の一員として、その責務を果たすよう努めているところです。

そうしたことを背景に、本市では、市民や事業者に対し、住宅用地球温暖化対策設備の導入や次世代自動車^{※3}の導入促進のための支援の実施、太陽光発電設備の共同購入事業の実施による再生可能エネルギーの導入促進により、温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策を推進してきました。また、公共施設では施設改修時の太陽光発電設備の設置や電気自動車などの充電設備の設置などにも取り組んでいます。令和 5(2023)年 4 月からは市役所庁舎や市民病院、市内全小中学校などにおいてカーボンニュートラル^{※4}な都市ガスの導入を開始しました。

今後も引き続き、大気や排水などの汚濁防止などの環境保全に加え、温室効果ガス削減のための省エネルギー・再生可能エネルギー導入などを推進する必要があります。

取組分野のねらい

省エネルギー推進、再生可能エネルギー導入、新技術の導入促進を 3 本の柱とし、効率的なエネルギーの利用促進により温室効果ガスを削減し、2050 年ゼロカーボンシティの実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
CO ₂ 総排出量	市内における CO ₂ 総排出量	101.2万ト (平成 27 (2015)年)	96.2万ト (令和元 (2019)年)	64.6万ト以下

主な取組

1 ゼロカーボンシティの推進

ゼロカーボンシティの推進のため、学識経験者、エネルギー供給者、エネルギー消費者、市民などで組織する協議会を設置し、関係するさまざまな方からのご意見を聞きながら実行性のある「ゼロカーボンシティ推進計画」を策定し、地球温暖化対策を推進します。

2 省電力・省エネルギーの推進

環境負荷の軽減に対する市民意識の向上のため、省エネルギー設備の導入への助成など、家庭や事業所における取り組みの促進や公共施設への省エネルギー性能の高い機器の導入を進めます。

3 再生可能エネルギーの普及啓発

環境負荷の軽減に向け再生可能エネルギーの導入への助成などの取り組みを推進します。

4 環境管理の実施

市役所が 1 事業所として、施設の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など環境に配慮した取り組みと継続的改善に努めます。

5 環境調査の推進

ため池や河川の水質、事業所の排水、生育魚類調査などを実施することで、水質汚濁状況を監視し、水環境の保全を図ります。また、降下ばいじんや排気ガスなどの調査を実施することで、大気汚染を防止し、大気環境の保全を図ります。

市民の役割

CO₂削減など自然環境への負荷軽減のため、電気・水の節約などの住まいの省エネルギー化や、再生可能エネルギーの必要性を理解し、その利用に努めます。

関連計画等：第 2 次みよし市環境基本計画(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)
生活排水対策推進計画(平成 28(2016)年度から令和 12(2030)年度まで)
みよし市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)
(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)
みよし市生物多様性戦略(令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで)

用語解説 : ※1 温室効果ガス…大気中に含まれる二酸化炭素、メタン、フロンガスなど、地球温暖化の原因となる気体のこと。
※2 ゼロカーボンシティ…2050 年に二酸化炭素を実質 0 にすることを旨とする自治体のこと。
※3 次世代自動車…電気自動車、プラグインハイブリット自動車、燃料電池自動車など、ガソリン車と比べて燃料消費量や地球温暖化の原因となる二酸化炭素排出量が少ない環境に優しい車のこと。
※4 カーボンニュートラル…温室効果ガスの排出量から吸収量と除去量を差し引いた合計をゼロにすること。

取組方針 2 環境にやさしいまちにしよう

取組分野② 循環型社会

現状と課題

本市では、限りある資源の有効利用のため、計画収集と拠点回収によるリサイクルの推進に努めてきました。

平成 30(2018)年度からは、不燃ごみの分別方法を細分化し、令和元(2019)年度にはペットボトル、令和 2(2020)年度にはプラスチック製容器包装の分別収集を開始し、令和 5(2023)年度には、ペットボトルの水平リサイクル^{※1}やプラスチック製品廃棄物とプラスチック製容器包装の一括回収を開始しました。

また、資源回収の拠点づくりとして、令和 2(2020)年度に新たにリサイクルステーションを 1カ所設置するとともに、令和 5(2023)年度には、既存のリサイクルステーションの規模拡大を伴う建替えを行い、市内 3カ所でリサイクルステーションを運営し、再利用資源回収率の向上とごみの減量化に努めています。

ごみの減量化のためには、リサイクル意識を高め、4R（リデュース、リフューズ、リユース、リサイクル）^{※2}を実践する必要があります。また、食品ロスも大きな課題となっており、削減のための取り組みを進める必要があります。さらに、広域事業によるごみ処理施設の効率的な運営、最終処分場の確保などが必要です。

取組分野のねらい

リサイクルステーションの増設や 4R に関する PR などにより、市民のリサイクル意識を高め、資源の再利用や再資源化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
再利用資源回収率	家庭系ごみの総排出量に占める再利用資源回収量の割合(民間施設での資源回収を含む)	21.1% (平成 28 (2016)年)	18.0% (令和 3 (2021)年)	23.8%

主な取組

1 再利用資源回収率の向上

再利用資源の有効利用とごみの減量化を推進し、市民のリサイクル意識の向上のため、市内 3カ所のリサイクルステーションを運営します。

2 リサイクル活動の支援

リサイクル意識の向上のために、市内で活動する小中学校 PTA や子ども会などの団体に対し、資源ごみ回収のための活動を支援します。

3 生ごみ減量化の推進、食品ロスの削減

機械式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器の購入に対しての支援をすることで、家庭から排出される生ごみを自ら処理することを推進し、生ごみの減量化を図ります。イベント時におけるフードドライブの実施や毎年 10 月の「食品ロス削減月間」に合わせた広報みよしでの啓発などによりフードロス削減を図ります。また、尾三衛生組合「東郷美化センター」から発生する焼却灰などの残渣を減少させ、最終埋立処分場の延命化を図ります。

市民の役割

市民は、正しい分別回収やリサイクル活動に努めるとともに、必要な量だけ食材を購入するなどフードロスの削減に努めます。

事業者は、事業活動によって発生する廃棄物の抑制を目指し、ゼロエミッション^{※3}を実践します。

関連計画等：第 2 次みよし市環境基本計画（令和 3(2021)年度から令和 12(2030)年度まで）
みよし市ごみ処理基本計画中間見直し（令和 4(2022)年度から令和 8(2026)年度まで）

用語解説：※1 水平リサイクル…使用済製品を原料として用いて、同じ種類の製品につくりかえるリサイクルのこと。
※2 4R…3R は、①Reduce(廃棄物発生の抑制)、②Reuse(廃棄物の再使用)、③Recycle(廃棄物の再生利用)の 3 つの頭文字の「R」をとってつくられたごみ減量のキーワードのこと。4R はこの 3R に④Refuse(不要なものの受け取りの拒否)を加えたもの。
※3 ゼロエミッション…事業活動によって出る廃棄物を材料としてリサイクルし、あらゆる廃棄物をゼロにすることを指すこと。

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野① 土地利用

現状と課題

本市の土地利用は、市全域の3,219haが豊田都市計画区域として定められ、市街化区域1,087haと市街化調整区域2,132haに区分されています。市街化区域では、住居系637ha、商業系34ha、工業系416haの用途地域が指定されており、駅周辺や市役所周辺に住宅地、市中心部に商業地が配置され、市内各所に主に自動車産業を中心とした工業地が点在しています。また、市街化調整区域では、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域630haが指定され、優良農地として保全されています。

三好中部特定土地区画整理事業による新市街地整備、黒笹山手地区や筋生山田地区における地区計画^{※1}制度の活用など、まちが大きく成長し、発展する一方で、市街化調整区域内の農地や市街化区域内の低未利用地の利用促進は重要な課題であり、地域の特性を生かしたバランスのとれた土地利用を図る必要があります。

具体的な土地利用を進める上で、土地の境界や面積などの地籍の明確化が重要であり、本市では、昭和60(1985)年度から計画的に地籍調査^{※2}を実施しています。しかし、地籍調査には長い年月を要するばかりでなく、関係する土地所有者の理解と協力が不可欠であるため、調査に関する広報活動を十分に行い円滑な調査ができるようにすることが必要です。

取組分野のねらい

地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進することで、市全域で調和のとれた秩序ある土地利用と良好な住環境の形成を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市街化区域の面積割合	市域に占める市街化区域の割合	32.8%	33.8%	34%

主な取組

1 計画的な土地利用の推進

土地利用構想や都市計画に関する基本的な方針に基づき、地域の特性を生かし、バランスのとれた計画的な土地利用を推進します。

2 まちづくり土地利用条例による開発などの誘導

まちづくり土地利用条例に基づき、開発事業の申請や審査などを行い、必要な助言、勧告などを行います。

3 地籍調査事業の推進

土地の有効利用や権利の保全を図るために必要不可欠な地籍の明確化を土地所有者の協力を得て進め、土地に関する基礎情報を整備します。

市民の役割

土地は限られた地域資源として認識し、周辺環境との調和を図りつつ、効果的・効率的な利用に努めるとともに、土地に関する基礎情報を明確にする地籍調査の意義や必要性を理解して、積極的に参加し、事業の推進に関わります。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
 ※2 地籍調査…一筆ごとの土地について、その所有者・地番・地目の調査や境界の位置と面積の測量を行い、その結果を「地籍簿」と「地籍図」にとりまとめることをいい、土地に関する基礎的な調査のこと。

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野② 河川

現状と課題

近年の異常気象による突発的な集中豪雨や台風がもたらす風水害が多く発生していることなどから、水害による被害の防止や日常生活の排水先として、河川の果たす役割は大きく、その整備や維持管理が重要なものとなっています。

境川など県管理の2級河川は、5年に一度（5年確率）の大雨に耐える構造・形状となっており、整備はほぼ完了しています。市が管理する準用河川6河川のうち3河川（唐沢川・福田川・大曲川）は改修を完了しています。砂後川については市街化区域内の整備を終え、また、茶屋川については現在、整備を進めています。寺田川については、現在整備中の河川の整備後、改修に着手する必要があります。

準用河川の5年確率の大雨に対する河川改修率は、58%程度で、今後も河川改修を進めていくことが必要です。

雨水流出抑制対策として、区画整理事業などの大規模開発における雨水を一時的に貯めておく調整池の整備や、市役所などの公共施設では雨水貯留施設を設置しています。また、市街地における雨水対策として三好中島地区で調整池の整備を行っています。

境川流域の浸水被害防止を目的として、平成26(2014)年3月に「境川・猿渡川流域水害対策計画」と「河川整備計画」が策定されました。今後は、未整備の河川について自然に配慮した改修を進めるとともに、開発などに対しては雨水貯留浸透施設[※]の設置が必要であることを広く市民に周知する必要があります。

取組分野のねらい

集中豪雨や台風など自然災害に対応した排水環境を整え、境川流域の関係市町と連携し、治水に向けた取り組みを進めるとともに、河川改修に際しては、自然に配慮した親水空間としての機能を兼ね備え、都市空間との調和に配慮した河川計画づくりと整備を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
準用河川の改修率	準用河川の総延長に占める整備済延長の割合	54.5%	58.8%	63.5%

主な取組

1 準用河川の整備

災害に強い治水事業として河川の整備を行うとともに、自然に配慮した多自然型護岸の整備や親水空間としての機能に配慮した水辺の憩いの場づくりを進めます。

2 雨水流出抑制対策の実施

境川流域の浸水被害防止を目的として策定された「境川・猿渡川流域水害対策計画」を基に、雨水流出抑制対策などを実施します。また、雨水貯留浸透施設の設置について、広報みよしやホームページなどを通じて広く周知を図っていきます。

市民の役割

一定の規模の施設などでは雨水貯留浸透施設の設置などにより、境川流域の浸水被害の防止に努めます。

河川が親水空間として安全、快適に利用できるように河川に関心を持ち、ごみ拾いや草刈りなど、できることから積極的に取り組みを始めます。

関連計画等：境川・猿渡川流域水害対策計画（平成26(2014)年3月から）
河川整備計画（平成26(2014)年3月から）

用語解説：※ 雨水貯留浸透施設…雨を一時的に溜めておき、水資源として活用するための施設（雨水貯留施設）と雨水を効率良く大地に浸透させるための施設（雨水浸透施設）の総称のこと。

取組方針 1 生活の基盤が整ったまちをつくろう

取組分野③ 下水道

現状と課題

本市の下水道事業には、公共下水道事業や農業集落排水事業、コミュニティ・プラント（小規模下水処理施設）事業があります。現在、農業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業の整備は完了しており、公共下水道事業で順次事業区域の拡大を図り、河川や池、海などの公共用水域の水質保全や公衆衛生の向上、浸水の防除に努め、下水道の普及を促進しています。また、下水道区域内における未接続家庭の接続の促進を毎年実施し、令和4(2022)年度末の水洗化率は、93.6%となっていますが、施設の老朽化による施設改築・更新コストや維持管理コストの増大が懸念されており、長期的な観点から効率的な改築・更新、運営管理手法の検討や農業集落排水施設、コミュニティ・プラント施設の公共下水道への接続替えが必要です。

さらに、特定都市下水道計画において、西一色地区は雨水の浸水被害を防止・軽減する対策として貯留機能を備えたポンプ場の整備が必要な地区と位置付けられているため、早期に整備する必要があります。

また、下水道事業が地方公営企業^{※1}としてより独立性を強めるため、平成31(2019)年4月から地方公営企業法の規定を適用し、経済活動の状況が把握しやすい公営企業会計に移行していますが、今後は、将来人口増加の鈍化に伴い、使用料などの料金収入を考慮しながらサービスの安定化を図るため、さらに経営の健全化を推進する必要があります。

取組分野のねらい

下水道未整備地区の整備を計画的に行い、生活環境の改善と公共用水域の水質の保全を促進し、生活基盤が整ったまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
水洗化率	下水道を利用できる全人口のうち、下水道に接続している人口の割合	92.8%	93.6%	93.9%

主な取組

1 下水道などの汚水処理の普及

合併浄化槽^{※2}を含めた下水道などの計画的な整備を推進し、市全域での汚水処理を普及します。

2 下水道などへの接続による水洗化の促進

未接続家庭などの下水道接続工事を促進し、市全域の水洗化に努めます。

3 広域化・共同化の促進

農業集落排水施設やコミュニティ・プラント施設の老朽化や維持管理状況を踏まえ、公共下水道への接続替えを進めます。

4 下水道施設の適正な維持管理

ストックマネジメント計画^{※3}に基づき点検・調査を実施し、予防保全型維持管理に努めます。

5 雨水の浸水被害防止・軽減対策

西一色地区に貯留機能を備えた雨水ポンプ場の整備を進めます。

市民の役割

家庭から排水される汚水・雑排水を公共下水道や農業集落排水、コミュニティ・プラントへ接続をするとともに、下水道施設に悪影響を及ぼすものは流さないようにします。合併浄化槽と、し尿汲取りの適正な維持管理をします。

関連計画等：みよし市流域関連公共下水道事業基本計画

(昭和45(1970)年度から令和12(2030)年度まで)

矢作川・境川流域（境川処理区）関連みよし市公共下水道事業計画

(昭和62(1987)年度から令和10(2023)年度まで)

豊田都市計画下水道事業みよし公共下水道事業計画

(昭和62(1987)年度から令和10(2023)年度まで)

用語解説

- ※1 地方公営企業…地方公共団体が独立採算制で経営する企業活動のこと。
- ※2 合併浄化槽…し尿と生活雑排水を合わせて処理する浄化槽のこと。
- ※3 スtockマネジメント計画…持続可能な下水道事業の実施を目的に、明確な目標を定め、施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画のこと。

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野① 公共交通

現状と課題

本市の公共交通において、市域をまたぐ広域的な交通ネットワークは、名古屋市と豊田市を結びおおよし地域を東西に横断する名鉄豊田線、日進市赤池駅と豊田市駅を結びなおよし地域を東西に横断する名鉄バス「星ヶ丘豊田線」、赤池駅とイオン三好ショッピングセンターを結ぶ名鉄バス「イオン赤池線」、知立駅とイオン三好ショッピングセンターを結ぶ名鉄バス「愛教大線」が主にその役割を担っています。

また、これらの路線を補完する公共交通として市のコミュニティバス「さんさんバス」を地域内の移動の核として市内を網羅するように運行するとともに、さんさんバスのバス停から遠い地区からもさんさんバスへ乗り継ぐことができるようにタクシーと連携した「乗継タクシー」を運行しています。

さんさんバスは、令和 4(2022)年 4 月に車両をこれまでの 6 台から 9 台へ 3 台増車するとともに路線を再編し、現在は 3 路線で 1 日当たり合計 92 便を毎日運行しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により公共交通全体の利用者数は大きく減少しましたが、公共交通は、市民の暮らしを支える社会基盤の一つであるだけでなく、渋滞解消や環境保全といった観点からも大変有効な交通手段であり、公共交通の果たす役割はますます重要になっています。市民アンケートの結果では、鉄道やバスなどの公共交通に対して重要度が高いと認識されているものの満足度は低く、さらなる公共交通のサービス向上が求められています。

今後は、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通相互の連携や、近隣市町を含めた交通ネットワークの構築など、市民ニーズに対応した公共交通サービスの向上を図ることが重要です。

取組分野のねらい

公共交通のサービス向上により、自家用車に過度に頼ることなく、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に外出できるまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
さんさんバスの利用者数	さんさんバスの年間利用者数	286,191 人	284,632 人	330,000 人

主な取組

1 持続可能な公共交通ネットワークの形成

鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通が相互に連携、協力し、それぞれの機能に応じたサービスを確保、維持、改善していくことで持続可能な公共交通ネットワークの形成を図ります。

2 利用しやすい環境整備

運行情報について ICT^{※1}などを活用した分かりやすい情報提供に努めるとともに、バス停周辺の待合環境整備など利用しやすい環境整備を進めます。

3 次世代バスの導入

環境負荷の低減や持続可能な地域社会の形成に向けて、さんさんバスにおいて次世代バス（EV^{※2}やFCV^{※3}など）の導入を進めます。

4 公共交通の利用促進

近隣市町や交通事業者と連携したイベント等を実施し、公共交通全体の利用を促進するとともに、公共交通に対する愛着の醸成を図ります。

市民の役割

公共交通の役割を認識し、積極的に公共交通を利用することにより、過度に自家用車に頼らないように努めます。

関連計画等：みよし市地域公共交通計画（令和 6(2024)年度見直し予定）

用語解説 : ※1 ICT…Information and Communication Technology（情報通信技術）の略称。インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称のこと。
 ※2 EV…Electric Vehicle（電気自動車）の略称。
 ※3 FCV…Fuel Cell Vehicle（燃料電池自動車）の略称。

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野② 道路

現状と課題

道路は、人々の交流や経済の活性化に貢献し、災害時には緊急輸送の機能を担う大切な都市基盤です。

本市の主要道路は、東西軸として東名高速道路、一般国道 153 号があり、広域の交通アクセスの要となっています。南北軸として、都市計画道路豊田知立バイパス線が開通していますが、おかよし地域からみなよし地域へと縦断的に結ぶ都市計画道路三好ヶ丘駒場線をさらに整備する必要があります。

生活道路は、移動空間だけでなく、コミュニティ活動や防災、交通安全の側面からも重要な役割を担っています。

このため、地域住民と連携のもと、交通事故が発生する危険性の高い区間や通学路などについて、自動車と歩行者の分離により歩行者の安全確保を図るとともに、車両速度を抑制する道路構造などにより歩行者と自転車が共有する道路空間の創出に取り組むことが必要です。また、道路幅員が狭い道路では、災害時や緊急時など、緊急車両などの進入が困難な場合もあり、今後の高齢化の進展を考えると道路幅員の拡幅が非常に重要です。

道路構造物である橋梁は、高度経済成長期以降に造られ 30 年以上経過したものが多く、今後急速に橋梁の高齢化が進むことから、修繕などの需要が増加することが見込まれます。このため、橋梁の修繕・架け替えにかかるコストの縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性・信頼性を確保していく必要があります。

今後、道路の安全な利用のためには、年々劣化する舗装や附属施設などの適切な維持管理が必要です。

取組分野のねらい

計画的に幹線道路や歩道の整備を推進するとともに、生活道路も含め維持管理に努め、安全で快適に移動できる道路環境を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
都市計画道路整備率	都市計画道路の計画延長に占める整備済延長の割合	79.1%	81.1%	82.1%

主な取組

1 幹線道路の整備

都市計画道路の未整備路線について整備を促進します。中心市街地活性化のため、市役所周辺の都市計画道路については、ユニバーサルデザイン^{※1}に配慮した整備を進めます。

2 生活道路の整備、維持・修繕

生活道路や交通安全施設などの整備は、地域からの要請に沿いながら計画的に整備し、市民生活の安全性・快適性の向上に努めます。

道路路面状況を把握し、安全で円滑な交通環境の確保や維持管理を効率的に進めます。

3 橋の新設、維持・修繕

道路整備や河川改修に合わせ、景観や耐震に配慮した橋づくりに努めます。

経年的に劣化する橋に対して、「橋梁長寿命化修繕計画^{※2}」に基づき計画的な維持・修繕をします。

市民の役割

計画道路の公共的な役割を理解し、事業への協力や身近な生活道路の清掃、草刈りを行い、道路の不具合などの速やかな連絡などに協力します。

関連計画等：橋梁長寿命化修繕計画（平成 25(2013)年度策定）

用語解説：※1 ユニバーサルデザイン…年齢や身体能力、文化、言語、国籍、性別などにかかわらず、全ての人が使いやすいように施設や製品などをデザインすること。
 ※2 橋梁長寿命化修繕計画…今後老朽化する橋が増えることから、修繕計画を策定し、予防的な修繕と計画的な架け替えを行うとともに、橋の寿命延伸などによるコスト縮減を図ることを目的とした計画のこと。

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野③ 市街地整備

現状と課題

道路や公園などの都市基盤施設と住宅地を総合的に整備する土地区画整理事業により整備された市街地は、市街化区域内の約4割強（478.6ha）を占めています。また、民間による低層戸建の住宅地開発が行われており、良好な住宅市街地の形成が進んでいます。

これまでまちづくり土地利用条例や地区計画^{※1}制度などにより開発などの誘導を進めてきました。しかし、都市基盤が整っていない市街地については、道路や公園などの整備をしていくことが課題であり、この解決に向けては、市民の声を聴きながらまちづくりを進める必要があります。

市役所を中心とする既存市街地には、図書館学習交流プラザ「サンライズ」や保健センター、福祉センターなど多くの公共施設があり、また、銀行や郵便局などの公益施設や大型商業施設が隣接し、本市の中心拠点を形成しています。しかし、商店の集積化などにより人の動きが変化し、中心市街地^{※2}の持つ機能が失われつつあります。

今後、市役所周辺と大型商業施設エリアにおけるにぎわいの連携を図るため、市街地としての基盤整備を推進し、文化や行政、商業、公園などの機能を結ぶ都市計画道路の整備に加え、中心市街地の活性化に向けた新たな取り組みが必要です。

取組分野のねらい

公共施設などを適切に配置するとともに、持続的な発展に向けた都市基盤の整備を促進することで、安全で快適なまちづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市街地整備済面積	土地区画整理事業の整備済面積と地区計画が定められた(区画整理を除く)整備済の面積	542.9ha	587.7ha	633ha

主な取組

1 住宅用地の整備推進

中心市街地では、良好な住環境を整備するとともに、円滑な交通体系を確立して利便性を高め、活性化を図ります。また、市街地に隣接した一部の地区については、将来人口を踏まえながら、土地区画整理事業、地区計画などを活用した住宅地の形成を進めていきます。

2 地区施設整備事業の推進

水害対策のための調整池や暮らしの中での憩いの空間である公園の整備を進め、周辺の住環境の形成により、にぎわいを創出し中心市街地の活性化を図ります。

3 都市計画道路の整備促進

中心市街地の各施設の連携による人々の活性化を図るため、文化や行政、商業、公園施設の機能を結ぶ都市計画道路の整備を推進します。

4 地区計画制度の活用

まちづくり土地利用条例や地区計画制度などにより開発などの誘導を図ります。

市民の役割

市民や地区の組織が主体となり、また市民と行政とが連携してまちづくりを進めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和2(2020)年度から令和11(2029)年度まで）

用語解説：※1 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。
 ※2 中心市街地…市役所を中心とする既存市街地と隣接する公益施設や大型商業施設を包括するエリアのこと。

取組方針 2 便利で快適な住環境をつくろう

取組分野④ 景観

現状と課題

本市は、美しい田園や活力ある工業地域、閑静な住宅地や緑豊かな自然がバランスよく配置されています。市街地と自然を包含した都市景観の創造や市内の田園景観の保全が重要であり、都市化が進む一方で、豊かな緑や自然環境の保全に対する意識の高揚や美しいまちなみなど、良好な景観形成に関する市民の関心が高まっています。

国においては、平成 15(2003)年に美しい国づくり政策大綱が公表され、美しい国づくりの基本的な考え方が示されました。また、平成 16(2004)年に良好な景観形成と豊かな緑の創出に向け、景観緑三法^{※1}が公布され、景観に関する法的な拘束力や都市の緑に関する総合的な法制度が整備されました。

本市では、景観法に基づいた景観計画区域を定め、平成 22(2010)年 9 月に景観行政団体の指定を受けることで、開発を行う場合の届出の義務化や、平成 23(2011)年 4 月には、水と緑豊かな良好な景観を保全または創出するために必要な事項を定めた「水と緑の風景を守り育てる条例」を施行しました。条例に基づき、平成 23(2011)年 4 月に都市緑地法の規定に基づく市の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画（緑のマスタープラン）と景観法の規定に基づく景観計画を一体的な内容とした「みどりと景観計画」を策定しました。

今後も、潤いのある生活空間の創造や地域の特性を生かした個性あるまちづくりを進めるにあたり、景観形成のための具体的な施策の展開を図る必要があります。

取組分野のねらい

都市空間の形成や景観に配慮した住環境の整備を進めることにより、市民が「住み続けたいまち」と思えるようなまちを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
景観に配慮した地区数	景観に配慮した地区計画 ^{※2} の策定数	6 地区	6 地区	7 地区

主な取組

1 みどりと景観計画の推進

良好な景観形成を図るため、水と緑の風景を大切に、自然と共生できる環境づくりに向けた取り組みを進めます。

市民の役割

周辺との調和に配慮し、民有地の良好な景観形成に努めます。

関連計画等：みよし市まちづくり基本計画（令和 2(2020)年度から令和 11(2029)年度まで）
みどりと景観計画（令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度まで）
みよし市サイン計画

用語解説：※1 景観緑三法…「景観法」、「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」の 3 法の総称のこと。
※2 地区計画…都市計画法に定められたまちづくりの手法の一つで、一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったきめ細かい規制を行う制度のこと。

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

取組分野① 住まい

現状と課題

本市では、市民の生活基盤である住宅の安全と定住促進の観点から、建築物の耐震化を促進し、良質な住まいの確保に向けた取り組みを行っています。

木造住宅では、令和4(2022)年度末までに960戸の耐震診断と189戸の耐震改修が実施されていますが、地震による倒壊を防ぐためには、2,180戸程度ある昭和56(1981)年以前に建築された耐震診断を行っていない木造住宅の耐震性を的確に把握し、必要に応じて耐震改修などを進めることが重要です。また、非木造住宅の耐震診断や耐震改修の促進を図るとともに、避難路や通学路などに面した老朽化した建築物についても耐震改修を進める必要があります。耐震化を促進するためには、耐震診断・改修の補助制度のさらなるPRが必要です。

また、本市においては、人口の増加傾向が続くなか、空き家率は全国・愛知県平均と比較して低く抑えられているものの、将来的には人口減少に転じることが予測されており、空き家の増加が見込まれます。こうしたことから、本市の空き家について、これまでに実施した空き家に関する調査などの結果を踏まえ、今後の空き家の発生抑制や、適切な維持管理対策が必要です。加えて、現在実施している空き家バンク制度*の運用や多世代世帯を対象とした空き家の取得費用の助成などをはじめとした空き家の利活用を推進していくことが必要です。

取組分野のねらい

建築物の耐震化を促進し、地震の被害から市民の生命と財産を守るとともに、若年層の定住促進を図り、活気のあるまちづくりを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
住宅の耐震化率	住宅総戸数に占める耐震化された住宅(一戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅)の割合	87.5%	92%	97%

主な取組

1 建築物の耐震化促進

地震の被害から市民の生命と財産を守るため、住宅の耐震化について補助制度のPRを行い、建築物の耐震化を促進します。

2 空き家の活用

空き家バンクへの空き家の登録を推進し、住宅取得に向けた情報発信と経済支援を行います。

3 空き家の発生の抑制

将来空き家になる可能性の高い高齢者のみの世帯に対し、空き家が引き起こす問題や、空き家の発生の抑制に関する制度の周知・啓発を行います。

市民の役割

自己の住宅や所有する建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震のための改修を行います。安全で良好な生活環境の確保のため、空き家の適正管理と活用促進に努めます。

関連計画等：みよし市建築物耐震改修促進計画（令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで）
みよし市空家等対策計画（令和5(2023)年度から令和14(2043)年度まで）

用語解説：※ 空き家バンク制度…市内に空き家と土地を持っている人が、譲渡、賃借を希望する場合に、その物件情報を空き家バンクに登録して、本市に定住するために空き家を購入または賃借を希望する人に、その登録された情報を提供することができる制度のこと。

取組方針 3 多様な世代の定住・移住を促進しよう

取組分野② 雇用対策

現状と課題

本市では、地域住民の生活の安定と就職・再就職の促進を図るため、就労支援サービスと職業相談や職業紹介などを一体的に実施する就労支援センター「ジョブサポートみよし」を平成27(2015)年11月に開設し雇用の安定を図っています。

完全失業率^{※1}はコロナ禍において一時的な上昇は見られたものの減少傾向にあり、有効求人倍率^{※2}についてはコロナ禍による落ち込みから徐々に回復傾向にあります。雇用情勢は改善されてきていますが、引き続き雇用の安定を図っていく必要があります。

本市の人口増は鈍化傾向にあり、高齢化は確実に進行しています。また、仕事と家庭の両立や労働時間の短縮、リモートワークの活用などの働き方改革や定年年齢の引き上げなど労働・雇用環境が大きく変化し、こうした変化に対応した雇用対策が企業に求められています。

今後も、就業相談窓口や職業紹介窓口の充実により就労機会の拡大を図ることが必要です。

取組分野のねらい

就職を希望する人に対し、地域社会での活躍や就労を促進し、地域雇用の安定化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
就労者数	ジョブサポートみよしを通して1年間に就職した人数	286人	195人	295人

主な取組

1 雇用対策の充実

国、愛知県などと協力し、雇用の確保と改善、働く人たちの安全で安心して働ける環境づくり、少子高齢化が進行する中での多様な働き方の実現を支援します。

2 就労支援の推進

就業に意欲的な若者や女性、高齢者、障がい者などに向けた就労支援セミナーなどを開催し、就職をサポートします。

若年層が市内企業へ就職し定着しやすい環境づくりを支援します。

3 近隣地域との連携による雇用対策支援

近隣地域の市町と連携し、就職フェアなどを開催するなど、就労意欲の高揚、就労情報の提供により雇用対策を図ります。

市民の役割

自発的、積極的に各種セミナーなどへ参加し、就労意欲の高揚を図ります。

用語解説 : ※1 完全失業率…15歳以上の働く意欲のある人(労働力人口)のうち、仕事を探しても仕事に就くことができない人の割合のこと。
 ※2 有効求人倍率…公共職業安定所に登録している求職者数に対する企業からの求人数の割合のこと。

基本的な考え方1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり

取組項目① 市民の参画と協働によるまちづくり

現状と課題

近年、地域課題や市民ニーズが複雑化、多様化する状況の中、市民と行政が互いに協力し、共通の課題を解決するため、本市では市民の参画と協働によるまちづくりを進めてきました。

みよし市自治基本条例では「協働」について、「市民、議会及び執行機関が、共通の目的を実現するために共有する領域において、互いの立場及び役割を理解し、対等の立場で相互の力を活かし、又は協力すること」と定義しています。

地域の課題は地域住民が考え解決することを基本に、地域が解決できない課題については行政区と地区コミュニティ推進協議会が地域住民の意見を集約し、行政がその支援を行うとともに、市民やボランティア団体、NPO※などが、それぞれの分野で得意とする能力を生かすことにより、地域や行政と連携しながら課題解決に当たっていくことが重要です。

コロナ禍により、地域における事業中止など、地域活動が思うようにできない期間が長く続き、地域同士のつながりの希薄化がより進みつつある中で、新型コロナウイルス感染症の収束傾向により、地域でのつながりの再構築のため、地域活動の再開に向けた取り組みが本格化しています。

多様化している課題に対し、地域で解決を図っていくには、市民意識の高まりと協働推進のための仕組みづくりが必要であり、協働のパートナーとなるボランティア団体やNPOをはじめとした市民活動団体などの活動が充実していくことが望まれます。

取組分野のねらい

行政区や地区コミュニティ推進協議会のほか、地域課題の解決などのために活動する市民やボランティア団体、NPOなどが、協働のパートナーとしての自覚と責任を持ちながら公益活動を積極的に行うことができる社会の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
市民活動サポートセンター登録団体数	市民活動サポートセンターを利用するための登録をしている団体数	55 団体	53 団体	65 団体

主な取組

1 行政区と地区コミュニティ推進協議会への支援（再掲）

行政区と地区コミュニティ推進協議会の実情や特性に柔軟に対応できる一括交付金制度の活用により、行政区などの自主性、主体性を一層高めるとともに、行政区と地区コミュニティ推進協議会がそれぞれの役割に応じて、より積極的な活動ができるように、区長会などを通じ必要な情報提供や相談の実施などの支援を行います。

2 市民団体などによる自主的な地域課題解決への支援（再掲）

地域課題を解決するために行政区や地区コミュニティ推進協議会、市民活動団体が連携、協力し、主体的、自発的なまちづくりに取り組む公益活動を支援することを目的とした「がんばる地域応援補助金」制度の利活用を推進します。

3 NPO やボランティア団体などの育成支援

NPO・協働相談窓口を設置し、市民活動の活性化や行政との協働推進を図るとともに、市民活動に関する情報発信や情報交換などを気軽に行うことができる「市民活動サポートセンター」の運営を通じ、協働のパートナーの育成を推進します。

4 協働に関する職員の能力向上

今後のさらなる協働推進のためには、市が行っている事業の課題分析や協働相手の選定、実現可能な協働内容の検討などの知識や経験が必要となるため、各種職員研修の実施などにより、協働に関する職員の能力向上を図ります。

5 市内高校生および大学生などとの連携

市が進めるさまざまな施策について市内高校生および大学生をはじめ、周辺の大学に通学する大学生の皆さんに参画していただくことで、市の施策に対する関心と自己有用感をさらに高めてもらうとともに、施策推進の中心的な役割を果たす存在として活躍する環境づくりを目指します。

関連計画等：みよし市福祉・医療・介護長期構想（平成28(2016)年度から令和17(2035)年度まで）

用語解説：※ NPO…「Non Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。

基本的な考え方 2 透明性の高い開かれた市政

取組項目① 行政情報の公開

現状と課題

本市では、平成14(2002)年度に情報公開条例を、平成16(2004)年度には個人情報保護条例を施行しました。情報公開制度の運用開始を契機として、市役所の情報プラザで、行政文書目録をはじめとした行政サービスなどの行政情報の閲覧と提供を行っています。また、審議会などの附属機関の会議の公開やホームページなどを通して行政の説明責任を果たすように努めています。

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、令和5(2023)年度からは、市の個人情報保護条例を廃止し、法律およびみよし市議会の個人情報の保護に関する条例の下、個人情報の取り扱いを行っています。

個人情報の取り扱いに関する市民の不安を取り除くため、市が保有する個人情報の収集、利用と提供、管理などを適正に行い、市民が自己情報の開示などを請求する権利を保障することにより、個人情報の保護に努めています。

情報公開制度と会議公開制度を引き続き実施し、行政文書の中で市民が必要とする情報の公開とその透明性の確保を図り、常に市民の視点を重視した最新の行政情報の公開に努める必要があります。

社会全体のデジタル化の推進に伴い、公文書のデジタル化やデジタル技術を活用した行政情報の提供が求められています。

取組分野のねらい

情報管理を徹底し、行政情報の公開と提供を積極的に行うことにより、市民の市政に対する信頼と関心を深め、行政への参加の促進を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
行政情報の公開に関する取り組みの市民満足度割合	「行政情報の公開」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	60.5%	73.4%	80%

主な取組

1 行政情報の提供と共有化

議会映像のインターネット配信や会議録の公開などにより、行政情報の提供に努めます。提供に当たっては、デジタル技術を活用するなどし、市民がさまざまな形で行政情報にアクセスできるように努めます。

行政情報を迅速かつ正確に提供するための行政文書ファイリングシステム^{※1}の維持管理に努めます。

2 情報の公開と透明性の確保

情報公開条例に基づく、市民からの行政文書開示請求に対し、市の諸活動を市民へ説明することや、市の財政状況について、バランスシート^{※2}など財務分析諸表を作成・公表すること、附属機関などの会議公開制度を実施することにより、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

3 個人情報の取り扱いに関する職員の能力向上

個人情報の扱いは、社会全体のデジタル化の推進に伴い、これまで以上に適切な対応が求められることから、個人情報保護の重要性について理解を深めるため、職員を対象とした研修を実施します。

- 用語解説：※1 ファイリングシステム…市役所内で共通のルールに基づき、書類や文書情報を効率的に共有管理する仕組みのこと。
 ※2 バランスシート…一定の時点における企業や行政の「資産」、「負債」、「資本」を分析することで、財政状態を明らかにする報告書のこと。「貸借対照表」ともいう。

基本的な考え方 2 透明性の高い開かれた市政

取組項目② 広報・広聴

現状と課題

活力と魅力あふれるまちづくりを推進するには、市民の積極的な参画のもとでの広報広聴活動の充実が重要です。広報活動は、広報みよしやインターネット（ホームページやSNS※¹）、ケーブルテレビ、コミュニティFMなどを効果的に活用し、市政情報をより正確に広く分かりやすく発信し、市政への理解と協力を深めるように努めています。市民が必要とする情報を分かりやすく、かつ、内容の充実を図り提供することで市民活動の活性化を促し、活力あるまちづくりを進めています。また、多言語に対応した翻訳機能・読み上げ機能付きスマートフォン向けアプリを導入し、高齢者や障がい者、外国人を含めた市民への情報発信を強化し、誰一人として情報による格差を生み出さないように努めています。

近年では、インターネットでの情報収集も一般的となっており、その手段は多様化しています。それらに対応するため、フェイスブックやツイッター、ライン、インスタグラムなどのSNSを活用した情報発信手段の拡充を図る必要があります。

また、市が保有する情報やデータをオープンデータ※²化して市ホームページで公開していますが、市民や企業に活用していただくことが協働の推進につながるため、さらなるデータの充実が必要です。

広聴活動は、市長が市民の意見を直接聴く「市長と話そう！」や市民から市長へ提言する「皆さまの提言箱」、パブリックコメント、各種市民アンケートなどにより市民の意見を収集しています。

今後も市民のニーズや課題の把握に努めるとともに、市民が意見や提言を出しやすい環境の整備が必要です。

取組分野のねらい

市民が情報を得やすい環境を整え、市政情報を広く市民に提供することで市政への関心を高めるとともに、市民が市政に参加できる環境を整えることにより、協働によるまちづくりの活性化を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
広報・広聴に関する取り組みの市民満足度割合	「広報・広聴」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	74.1%	81.5%	<u>89%</u>

主な取組

1 情報発信力の強化

SNS など情報発信手段が多様化し、受け手側が情報を取捨選択する時代であり、「伝える」から「伝わる」市政情報を目指します。

ラインなどSNSでのセグメント配信※³や各媒体を組み合わせより効果的で効率的な情報発信を進めていきます。

2 広聴活動の充実

「市長と話そう！」や「皆さまの提言箱」、パブリックコメント、各種市民アンケートや市ホームページの問い合わせフォームなどを通して、市民の意見や提言を広く収集し、行政サービスの向上につなげます。

- 用語解説** : ※1 SNS…「Social Networking Service (Site)」の略語で、人と人との交流を手助けし、促進するためのインターネット上のサービスのこと。
 ※2 オープンデータ…インターネットなどを通して、誰でも自由に入手し、利用・再配布できるデータのこと。
 ※3 セグメント配信…ユーザーが受け取りたい情報の分野を選択して配信を受けること。

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目① 行政組織

現状と課題

社会経済情勢が目まぐるしく変化し、市民ニーズが多様化・複雑化する中、柔軟かつ迅速に対応できる行政組織と、効果的・効率的に業務を遂行することのできる職員が求められています。また、職員は、まちづくりへの高い意欲と能力を有し、自主的かつ主体的に創意工夫して業務を行うことが重要です。

令和5(2023)年度に、「市民にとって分かりやすく利用しやすい行政組織であること」「効果的かつ効率的で持続可能な行政組織であること」「重要課題について効果的に対応できる行政組織であること」を視点とし、行政組織の見直しを行いました。

事務事業のアウトソーシング^{※1}などの推進により行政の効率化を進めるとともに、職員の定員管理計画に基づき、適正かつ計画的に職員数の確保に努め、定年の延長や権限移譲など時代の流れに柔軟に対応していく必要があります。さらに、まちづくりを着実に進めていくためには、市民やNPO^{※2}などと行政が互いに協働し、対等の立場で協力する「協働のまちづくり」を推進することが必要です。

これらに対応するためには高い意欲と能力を有し、優れた人間性や経営感覚を身に付けた職員が必要であり、継続的な職員研修などを通し、専門知識の習得や能力開発などによる職員の育成が必要です。また、職員が、市の目標や課題に向かってやる気を持ち、自律的・自発的に業務に取り組むことのできる環境づくりが重要です。

取組分野のねらい

職員が常に問題意識を持ち、社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、公平・公正で住民本位の行政サービスを効果的に提供するため、職員一人一人の能力や意欲を最大限に引き出すことを目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合	市の目標を理解し自ら進んで創意工夫をし、やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合(※) (「自己申告書」の回答)	62% (※)	71%	75%

(※) 現状値の指標の定義は、「やりがいをもって仕事に励んだ」職員の割合を使用しています。

主な取組

1 機能的な組織体制の整備

既存の組織の枠にとらわれることなく組織内外のつながりを深め、時代の流れを的確につかみ、市民ニーズにスピーディに対応できる柔軟な体制づくりを行います。

2 職員の能力開発

市民の立場に立った質の高い行政サービスを、迅速かつ適正に提供できるよう、職員の能力の向上や知識の習得のため、職員研修を実施します。

民間企業が持つ専門的な取り組みや知識習得のための機会の充実を図ります。

3 人事評価の実施

市民感覚や経営感覚、チャレンジ精神などを備えた職員の育成・成長を促すため、人事評価を実施します。

4 働き方改革の推進

時間外勤務の縮減や職員のワーク・ライフ・バランス^{※3}の実現など、職員が意欲をもって働ける環境づくりに努めます。また、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を目指します。

関連計画等：みよし市職員定員管理計画（令和5(2023)年から令和9(2027)年度まで）

みよし市人材育成基本方針

みよし市職員研修計画（毎年度策定）

みよし市特定事業主行動計画（令和6(2024)年度見直し予定）

用語解説：※1 アウトソーシング…行政や企業がその事業や業務の一部を外部の専門業者などへ委託すること。
 ※2 NPO…「Non Profit Organization」の略語で、民間非営利組織を意味する。営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称のこと。
 ※3 ワーク・ライフ・バランス…仕事と仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動など）の調和の意味で、働く全ての人々が、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目② 行政改革・行政評価

現状と課題

本市における行政改革は、昭和 60(1985)年度に行政改革推進本部と行政改革推進委員会を設置し「第 1 次行政改革大綱」を策定した後、「第 7 次行政改革大綱」まで見直しを行い、行政改革を進めてきました。現在では、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、行政改革大綱に示した重点項目を推進するための具体的な取り組み項目を定めた「行政改革アクションプラン」を作成し、単に経費の削減のみに目を向けるのではなく、職員一人一人が創意工夫をし、市民目線に立ったより質の高い行政サービスを提供するとともに、本市の目指す将来像の実現に向けた取り組みを行っています。

また、平成 18(2006)年度からは「行政評価システム」を取り入れ、目標に対する成果の観点から点検評価を行うことにより、施策、事務事業の適正化を図り、広く市民に公表することで説明責任を果たすこととしました。

将来の人口減少や超高齢社会の到来、多様化する価値観や生活スタイル、市民ニーズに対応するため、行政改革と行政評価を不断の取り組みとして位置付け、市民の満足度を一層高められるように限られた経営資源（人材や財源など）を有効に活用し、成果の向上に努めることが求められています。

取組分野のねらい

継続的に行政改革と行政評価を実施し、限られた経営資源を有効に活用した行政経営を行うとともに、持続可能な財政基盤を確保し、最少の経費で最大の成果の実現を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和 10 年)
行政改革・行政評価に関する取り組みの市民満足度割合	「行政改革・行政評価」に対する満足度割合 (市民アンケート)	55.9%	62.9%	63%

主な取組

1 行政改革の推進

定期的(5年ごと)に行政改革大綱を見直すことにより、時代に対応した行政改革大綱を策定し、行政運営の効率化・合理化を一層進め、健全な財政運営を進めます。

2 行政評価の実施

毎年度、行政評価を実施し、施策や事務事業を点検評価します。その評価結果は市民に広く公表するとともに、予算に的確に反映させることで、効率的かつ透明性の高い財政運営を行います。

3 デジタル化の推進

デジタル技術を活用し、住民の利便性向上と行政の効率化を進めることで、限られた経営資源を行政サービスの向上につなげます。また、将来的に人口減少により、職員数が減少してしまう場合であっても、多様化する市民ニーズに対応できるように持続可能な行政への転換を図ります。

関連計画等：第 7 次みよし市行政改革大綱（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
第 7 次みよし市行政改革アクションプラン
（令和 3(2021)年度から令和 7(2025)年度まで）
みよし市デジタル化推進構想（令和 3(2021)年 8 月策定）

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目③ 広域連携の推進

現状と課題

本市では、共通の課題に対する取り組みや効果的・効率的な行政サービスの推進のため、市民生活に直結するごみ処理や消防、火葬場、し尿処理などの事業については、一部事務組合による事業推進や豊田市への事務委託など、近隣自治体を中心にさまざまな協力関係を築いています。

平成27(2015)年度には、本市と日進市、東郷町、豊明市、長久手市の5市町により尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定を締結し、連携市町が、それぞれの資源や機能などの活用を進めながら、幅広い分野で連携協力することにより、地域社会の持続的な発展、地域の課題への対応と地域交流の活性化を図っています。

近い将来直面する人口減少や超高齢社会を見据え、新たに生じるさまざまな課題に効果的かつ効率的に対応していくとともに、今後も行政サービスを安定的、持続的に提供していくためには、自治体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていくことが求められています。

取組分野のねらい

他自治体との連携により、圏域内の共通課題に取り組み、効果的・効率的な行政サービスの推進を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
広域連携に関する取り組みの市民満足度割合	「広域連携の推進」の取り組みに対する満足度割合 (市民アンケート)	70.7%	74.3%	75%

主な取組

1 連携による行政の推進

圏域内の共通課題への取り組みや効率的な行政サービスの推進のため、他自治体との連携や協力を進めます。

ごみ処理や消防、火葬場、し尿処理、上水道など、市民生活に欠かすことができない分野について広域連携による事務を継続しつつ、市民にとって最適な手法を研究します。

また、その他の市民サービスの向上につながる分野に関して可能なものから広域連携による共同事業の実施を推進します。

関連計画等：尾三地区自治体間連携協力に関する基本協定（平成28(2016)年1月締結）

基本的な考え方 3 効果的・効率的で安定した行財政運営

取組項目④ 財政

現状と課題

国が推進する地方分権改革により、地方公共団体は政策的にも財政的にも自立した行政運営が求められ、その基盤となる地方税収を確保しつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが求められています。

こうした中、本市の歳入の主要税目の一つである法人市民税は、自動車関連企業の堅調な業績により財源が確保されてきましたが、世界経済の動向や物価上昇、為替変動による影響などの不安要素を抱えている状況です。

一方で、歳出については、これまで取り組んできた市債発行額の抑制効果により義務的経費^{※1}は近年横ばい傾向であるものの、社会基盤の整備や予測不能な自然災害に備えた災害に強いまちづくり、子育て支援の拡充、福祉の充実など市民ニーズは多様化かつ増大しており、財政運営は一層厳しさを増しています。

今後は、税収の減少や災害など予期せぬ支出に備えるための財政調整基金や大規模な事業の財源確保を目的とした特定目的基金の計画的な積み立てと活用を行い、安定した財政運営が長期的に持続できるように努めるとともに、自主財源の確保、事業の見直しなどを一層推進していく必要があります。

取組分野のねらい

市税の適正な課税と市税収納率の向上、受益者負担の適正化などにより自主財源の確保を図るとともに、行政評価により各種事業の選択的实施や戦略性を持った財政投資を進めます。

将来、債務が累積しないように市債発行額を抑制し、市債残高の減少や基金の積み立てなど計画的な活用を行い、歳入規模に見合う安定した財政運営を目指します。

目標指標

指標名	指標の定義	基準値	現状値	目標値 (令和10年)
経常収支比率	通常財政構造の弾力性を判断するもので、経常一般財源 ^{※2} 総額と経常的経費 ^{※3} に充当される経常一般財源との比率	78.5%	83.2%	80%以下

主な取組

1 適正な課税

地方税法などに基づき、公平公正で適正な課税を行います。

2 市税収納率の向上

納税意識の向上を図るとともに、効果的な滞納整理を実施し、市税の収納率の向上を図ります。

3 債務の減少

プライマリーバランス^{※4}を考慮した市債の借入れを行い、将来債務を減少させます。

4 自主財源の確保

ふるさと納税の拡充やネーミングライツ^{※5}などに取り組み、税収以外の自主財源の確保に努めます。

5 公共施設マネジメントの推進

長期的な視点に立って、公共施設の複合化・集約化や長寿命化などに計画的に取り組み、最適な配置に努めます。

関連計画等：みよし市公共施設等総合管理計画（平成 29(2017)年度から令和 38(2056)年度まで）

- 用語解説
- ※1 義務的経費…地方公共団体の歳出のうち、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のこと。人件費、生活保護費などの扶助費、公債費からなる。
 - ※2 経常一般財源…市税、地方消費税交付金などを中心とする毎年度経常的に収入される一般財源のこと。
 - ※3 経常的経費…義務的経費、現行の経常的な事務事業や行政水準を維持するために毎年度経常的に支出される経費のこと。
 - ※4 プライマリーバランス…「基礎的財政収支」と訳され、市債などの借入金を除いた税収などによる歳入から、市債の元利払い費など、過去の借入金返済に要する歳出を引いたものこと。財政安定化の指標となる。
 - ※5 ネーミングライツ…施設の名称に企業名や商品名などを冠した「愛称」を付与する代わりに、企業などが命名権料を納めること。

○第2次みよし市総合計画後期基本計画素案作成シート 主な変更点一覧表

資料2

基本目標	取組方針	番号	取組分野	現状と課題	ねらい	目標指標	主な取組	市民の役割
4 魅力と活力があふれるまち	4-1 工業のさらなる成長を支えよう	4-1-1	工業	・近年の企業誘致の現状について記載。			・「中小企業・小規模企業を支援する環境づくり」について、DXの活用を追加。	
	4-2 まちのにぎわいや魅力を生み出そう	4-2-1	商業	・本市及び本市周辺の商業施設の出店状況について記載内容を変更。		現状値を参考にR10目標値を修正 「商業」の取り組みに対する満足度割合 40%→42%	・「中小企業・小規模企業を支援する環境づくり」について、DXの活用を追加。	
		4-2-2	観光・魅力発信	・名古屋グランパスとの相互支援協定の締結について追加。 ・シティプロモーション事業の取組について追加。 ・歴史的資源として、福谷城跡について追加。			・「友好都市交流の促進」については、「広域交流」の取組分野で事業を実施しているため、主な取組から削除。	
		4-2-3	地域活力	・市と行政区の協働により、まちづくりを進めていくための環境整備の実施について追加。 ・高齢化の進行や定年延長に伴う役員の後継者不足などの行政区の課題を追加。 ・課題解決のための「がんばる地域応援補助金」や「一括交付金」による支援について追加。			・「地域活動の拠点となる地区拠点施設の整備」について、「地区拠点施設の有効活用」に変更。 ・「三好ヶ丘駅前の再整備」について、事業完了により削除。	
	4-3 地域の農業と多面的機能を持つ農地を守り、次代につなげよう	4-3-1	農業	・農業の省力化に向けてICT化を推進する必要性について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 認定農業者の経営面積 280ha→300ha	・「農業支援の推進」について、スマート農業導入に対する支援を追加。	
		4-3-2	地産地消	・地産地消を推進する取組として「産業フェスタみよし」を追加。 ・減農薬・減化学肥料による稲作の試験栽培の取り組みについて追加。			・「地産地消の推進」について、「ぶらり・軽トラ☆マルシェ」のイベントを追加。	
5 自然環境を守り未来へつなぐまち	5-1 緑を守り育て、まちを美しくしよう	5-1-1	緑のまちづくり			人口推計などを参考にR10目標値を修正 市民1人当たりの公園の供用面積 14.93㎡→16.43㎡	・「緑化景観の創出」について、記念樹を近年の住宅事業に即して配布していくことを追加。 ・「公園・緑地の維持管理」について、地域の特性に応じた維持管理を行うことを追加。	
		5-1-2	環境美化	・さらなるごみの減量化のための分別の徹底の必要性について追加。 ・令和2年度にプラスチック製容器包装の回収を開始したこと、令和5年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品廃棄物の一括回収を開始することを追加。			・「不法投棄防止対策の推進」について、不法にごみを捨てにくい環境づくりの実施を追加。	・地域の環境美化活動への積極的な参加について追加。
	5-2 環境にやさしいまちにしよう	5-2-1	地球環境の保全	・SDGsや地球温暖化対策について追加。 ・「2050年ゼロカーボンシティ宣言」や温室効果ガスの削減に向けた地球温暖化対策への取り組みについて追加。 ・カーボンニュートラルな都市ガスの導入開始について追加。	・省エネルギー推進、再生可能エネルギー導入、新技術の導入促進を3本の柱として、2050年ゼロカーボンシティの実現を目指すに変更。	ゼロカーボンシティ実現に向けてR10目標値を修正 市内におけるCO2総排出量 83万トン以下→64.6万トン以下	・「ゼロカーボンシティの推進」を新たな取組として追加。 ・「近隣市町との連携によるエネルギーアクションプランの実施」を「環境管理の実施」に変更し、施設の省エネルギー化などに取り組むことを追加。	・住まいの省エネルギー化の必要性の理解と利用促進について追加。
		5-2-2	循環型社会	・令和2年度にプラスチック製容器包装の回収を開始したこと、令和5年度からプラスチック製容器包装とプラスチック製品廃棄物の一括回収を開始することを追加。 ・リサイクルステーションの新設、改修について追加。 ・「3R」を「4R」に変更。	・「3R」を「4R」に変更。	現状値を参考にR10目標値を修正 家庭系ごみの総排出量に占める再利用資源回収量の割合 28%→23.8%	・「生ごみ減量化の推進」に、「食品ロスの削減」を追加し、フードロス削減を図ることを追加。	・フードロスの削減に努めることを追加。

○第2次みよし市総合計画後期基本計画素案作成シート 主な変更点一覧表

基本目標	取組方針	番号	取組分野	現状と課題	ねらい	目標指標	主な取組	市民の役割	
6 快適で暮らしやすいまち	6-1 生活の基盤が整ったまちをつくらう	6-1-1	土地利用	・土地利用の現状について記載内容を変更。					
		6-1-2	河川	・準用河川の整備状況について記載内容を変更。 ・三好中島地区における雨水対策について記載内容を変更。	・集中豪雨による自然災害について追加。	現状値を参考にR10目標値を修正 準用河川の総延長に占める整備済延長の割合 61%→63.5%	・「雨水流出抑制対策の実施」について、雨水貯留浸透施設の設置の周知を図っていくことを追加。		
		6-1-3	下水道	・西一色地区におけるポンプ場整備の必要性について追加。			・「公共下水道への統合」を「広域化・共同化の促進」に変更。 ・「下水道施設の適正な維持管理」を新たな取組として追加。 ・「雨水の浸水被害防止・軽減対策」を新たな取組として追加。		
	6-2 便利で快適な住環境をつくらう	6-2-1	公共交通	・令和4年度に実施した路線等再編について追加。 ・公共交通の役割の重要性について追加。				・「持続可能な公共交通ネットワークの形成」を新たな取組として追加。 ・「利用しやすい環境整備」を新たな取組として追加。 ・「次世代バスの導入」を新たな取組として追加。 ・「公共交通の利用促進」を新たな取組として追加。	
		6-2-2	道路	・橋梁の高齢化による修繕の必要性、道路網の安全性・信頼性の確保について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 都市計画道路の計画延長に占める整備済延長の割合 83%→82.1%			
		6-2-3	市街地整備	・市街地整備の現状について記載内容を変更。				・「住宅用地の整備推進」について、将来人口を踏まえ、土地区画整理事業、地区計画などを活用して住宅地の形成を進めることを追加。	
		6-2-4	景観					・景観重要樹木の指定を実施したことから記載内容を変更。 ・「公共サインの整備」について、「みどりと景観計画の推進」で実施するため削除。	
	6-3 多様な世代の定住・移住を促進しよう	6-3-1	住まい	・空き家の現状について追加。 ・空き家の適切な維持管理や利活用の必要性について追加。				・「空き家の活用」について、空き家バンクへの登録の推進を追加。 ・「空き家発生の抑制」を新たな取組として追加。	
		6-3-2	雇用対策	・コロナ禍の影響による雇用情勢について追加。 ・働き方改革について、リモートワークの活用を追加。				・「就労支援の推進」について、若年層の市内企業への就職、定着しやすい環境づくりを支援することを追加。	

○第2次みよし市総合計画後期基本計画素案作成シート 主な変更点一覧表

基本目標	取組方針	番号	取組分野	現状と課題	ねらい	目標指標	主な取組	市民の役割
7 まちづくりの進め方	7-1 市民が参画し、ともに支え合う協働のまちづくり	7-1-1	市民の参画と協働によるまちづくり	・コロナ禍の影響による地域同士のつながりがより希薄化していることについて追加。 ・感染症の収束による地域活動の再開に向けた取り組みについて追加。			・「市内高校および大学生などとの連携」を新たな取組として追加。	—
	7-2 透明性の高い開かれた市政	7-2-1	行政情報の公開	・個人情報の保護に関する法律の一部改正について追加。 ・公文書のデジタル化やデジタル技術を活用した行政情報の提供の必要性について追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 「行政情報の公開」の取り組みに対する満足度割合 65%→80%	・「行政情報の提供と共有化」について、デジタル技術の活用を追加。 ・「個人情報の取り扱いに関する職員の能力向上」について、デジタル化の推進に伴う適切な対応の必要性について追加。	—
		7-2-2	広報・広聴	・多言語に対応した翻訳機能・読み上げ機能付きスマートフォン向けアプリの導入について追加。 ・SNSの活用について、ラインを追加。 ・「皆様と語る会」を「市長と話そう！」に変更。		現状値を参考にR10目標値を修正 「広報・広聴」の取り組みに対する満足度割合 85%→89%	・「情報発信力の強化」について、より効果的で効率的な情報発信を進めていくことを追加。 ・「広聴活動の充実」について、「皆様と語る会」を「市長と話そう！」に変更。	—
	7-3 効果的・効率的で安定した行財政運営	7-3-1	行政組織	・令和5年度に実施した行政組織の見直しについて追加。	・職員が社会情勢の変化に柔軟に対応し、行政サービスを効果的に提供するため、職員一人一人の能力や意欲を最大限に引き出すことを追加。	現状値を参考にR10目標値を修正 やりがいをもって仕事に励んだ職員の割合 70%→75%	・「職員の能力開発」について、民間企業の取り組みや知識習得のための機会の充実を追加。 ・「働き方改革の推進」について、多様で柔軟な働き方を目指すことを追加。	—
		7-3-2	行政改革・行政評価	・行政改革大綱及びアクションプランの見直しについて追加。		現状値を参考にR10目標値を修正 「行政改革・行政評価」に対する満足度割合 60%→63%	・「デジタル化の推進」を新たな取組として追加。	—
		7-3-3	広域連携	・自治体間の連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要性について追加。			・「連携による行政の推進」について、本市の実情にあった適切な手法を研究することを追加。	—
		7-3-4	財政	・安定的な地方税体系の構築の必要性について追加。 ・災害への対応や子育て支援の拡充など市民ニーズが多様化かつ増大している現状について追加。			・「自主財源の確保」を新たな取組として追加。 ・「公共施設マネジメントの推進」を新たな取組として追加。	—

第3回審議会後意見等一覧

No.	資料ページ	質問・意見・提案等	回答	担当部・課
1	P1 「子育て支援」	7保育士確保策の充実 具体策を教えてください。	奨学金やフェアを実施することを検討していますが、具体的に決まってはいません。学生を支援できる施策を考えていきます。	こども未来部・保育課
2	P3 「地域で子育てを支える環境」	高齢者と愛知教育大学(単位取得)との連携があればと思います。	本市では学校と地域住民が力を合わせて子どもたちを育てていくための仕組みである、地域学校協働活動事業を令和3(2021)年度から順次実施校を広げて活動を行っています。その活動の中で高齢者の方を含めた地域の方と生徒の皆さんで学校の環境整備活動として草刈りを行ったりしています。また、今年度から事業を開始しました、放課後子ども教室は、子どもたちが放課後を安全・安心に過ごし、地域住民等の参画を得て、放課後にすべての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行っております。その中で、愛知教育大学を含めた大学や高校との連携を模索しております。	こども未来部・こども政策課 教育部・学校教育課
3	P4 「小中学校教育」	1教育環境の整備 中学校によって課外活動格差があるような気がします。具体的には、野外活動が1泊2日の学校と2泊3日の学校があるという事と、修学旅行が、日帰りの学校と泊まりで行った学校があったようです。	各学校での自然教室のねらいにより、期間、行先及び内容を学校長の裁量で決めております。そのため、学校により1泊2日又は2泊3日になる場合があります。また、修学旅行について令和3年度にコロナウイルス感染症防止のため日帰りの学校がありましたが、今年度については、通常どおり行っています。	教育部・学校教育課
4	P9 「多文化共生」	みよし市に移住している外国人との文化共生のためには、相互コミュニケーションが重要と考えます。英語にとどまらず、ポルトガル語等の日英葡の公共施設での案内等の表示などで外国人のみならずみよし市民(日本人)にも外国人とのコミュニケーションの壁となる言葉を身近に接するなどの機会を増やすことも重要ではないかと考えます。 以前群馬県に訪れた時には、外国人のワンストップサービス窓口の多言語化の取り組みを見た記憶があり、参考にしてみてください	群馬県における外国人総合相談ワンストップセンターの情報提供ありがとうございます。今後の業務の参考とさせていただきます。 みよし市における外国人窓口相談は、ポルトガル語により、行政手続きや心配事の相談をお受けしています。月曜日から金曜日の間で市民課を中心にこども相談課や納税課の時間枠も設けています。相談が多課に渡る場合もあり、通訳相談員が同行して対応しています。 ポルトガル語以外の言語への対応としては、英語、中国語、ベトナム語など31言語に対応した多言語音声翻訳アプリを搭載したタブレット端末を市民課窓口配置して対応しています。	総務部・協働推進課
5	P17 「スポーツ」	地域企業には、若い時に活躍されたスポーツ経験者が沢山おられます。部活動の地域移行に際しては、企業との連携も検討してはどうでしょうか。	部活動の地域移行において、民間企業の競技経験者にも指導者として協力いただけるよう、広く周知を行っていきたくと考えております。 ただし、副業として従事することは難しいなどの事情があると聞いており、状況を調査して可能な方法を検討していきたくと考えております。	教育部・スポーツ課
6	P19 「防災・減災」	災害時の対応など、女性視点、障がい者視点、外国人視点など多面的な視点が盛り込まれることを期待しています。 またデジタルツールの活用による、防災、減災機能の強化や、有事における情報発信等も検討してはどうでしょうか。 参考:「第18回 国土強靱化推進本部」	女性の視点に立った避難所運営や災害時要配慮者に対する個別避難計画の策定、在住外国人に対する防災情報の発信等を推進していきます。 また、本市の災害情報の発信ツール「みよし安心ネット」の機能強化を図るなど、デジタルツールを活用した防災・減災対策を推進していきます。	総務部・防災安全課

第4回審議会意見等一覧

No.	資料ページ	質問・意見・提案等	担当部・課
1	P3 「観光・魅力発信」	目標指標の定義「観光施設や観光的イベント来訪者の人数の合計」は、「観光スポットや観光的イベント来訪者の人数の合計」の方が現状に合っていると思います。	市民経済部・産業振興課
2	P3 「観光・魅力発信」	目標指標の現状値の算出期間を教えてください。	市民経済部・産業振興課
3	P5 「農業」	担い手の育成や地域農業の担い手に対する農地の集積、集約化の目標値300ha。現状値は274haと基準値257haをすでに上回っていますが、目標の300haの水田と畑地(野菜、果樹)の内訳を教えてください。 また、担い手たる現在の認定農業者数は、現在、法人も含めて何人ですか。 また、認定農業者の平均年齢は何歳くらいですか。	市民経済部・産業振興課
4	P5 「農業」	近年の畑地帯では担い手不足で特に果樹園の耕作放棄地が随所で目立ってきましたが、市内全体の遊林農地はどれくらいありますか。内果樹園の遊林農地はどれくらいですか。	市民経済部・産業振興課
5	P5 「農業」	主な取組1「農業支援の推進」 現在、県の畑総事業で基盤整備がなされ多くの圃場(ほじょう)で柿、なし、ぶどう他の果樹栽培がなされていますが、農家の高齢化に伴い耕作放棄園が見られるようになりました。 既存の果樹園を受けられる担い手さんの現状はどうですか。 一部地区で15年前から観光農園(柿オーナー園)の取り組みがなされていますが県下一円から利用いただいております。 今後果樹、野菜、水稻も含めたオーナー制度の取り組み支援も検討されたらどうですか。(開園期間の簡易トイレの設置支援等)	市民経済部・産業振興課
6	P5 「農業」 P6 「地産地消」	5ページに「市内で生産される安全で安心な農産物」、6ページに「農畜産物」という表現がありますが、安全・安心についての基準について確認したいです。	市民経済部・産業振興課